

# 定 款

一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会

# 一般社団法人 宮城県民間社会福祉振興会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を宮城県仙台市青葉区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、県民及び民間社会福祉施設等に勤務する職員の社会福祉意識の高揚を図るための施策を行うとともに、民間社会福祉施設の機能の向上を図ることにより、民間社会福祉事業の振興発展と地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 民間社会福祉施設等に勤務する職員に対する退職手当共済事業
- (2) 民間社会福祉施設等に勤務する職員の社会福祉意識の高揚のために必要な事業
- (3) 県民の社会福祉意識の啓発、向上に関する事業
- (4) 社会福祉関係者が主催する研修等への協力事業
- (5) その他目的を達するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同する、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条に規定する社会福祉施設を経営する社会福祉法人、その他の非営利組織であつて、国及び地方公共団体及び医療法人・学校法人以外のもので、次条の規定によりこの法人の会員となつた法人をもつて構成する。

2 前項の会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は総会において定める、入会金として入会時に1,000円、及び会費として毎年度5,000円を納入しなければならない。

2 前項の入会金及び会費については、その全額をこの法人の活動に必要な経費に充てるものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 前条に定める会費等を、一年間以上滞納したとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

(退 会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の退会をもって一般社団・財団法人法上の退社とする。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において総会員の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上の議決によって、その会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の一週間前までに当該会員に通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会員を除名したときは、その会員に対して通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入された入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名

- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 役員報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### （開 催）

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

#### （招 集）

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

#### （議 長）

第 16 条 総会の議長は、当該総会において、会員又はその代理人の中から選任する。

#### （議決権）

第 17 条 総会において、会員は各 1 個の議決権を有する。

#### （決 議）

第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の過半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書類を提出しなければならない。

5 理事会において総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法で議決権を行使することを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書又は電磁的記録をもって議決権を行使することができる。

#### （決議の省略）

第 19 条 理事又は会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の

全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (総会への報告の省略)

第 20 条 理事が会員の全員に対して、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

#### (議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

#### (役員の種類及び定数)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4 名以上 6 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長以外の理事のうち 1 名を副理事長、1 名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在総数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

#### (理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副理事長は、理事長を補佐し業務を処理する。

#### (監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終

結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

- 第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

#### (責任の免除又は限定)

- 第 29 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の規定による賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、総会員の 10 分の 1 以上の会員が異議を述べたときは前項に規定する免除をしてはならない。
  - 3 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 理 事 会

#### (構成)

- 第 30 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

- 第 31 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

#### (招集)

- 第 32 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
  - 3 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

#### (議 長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

#### (決 議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が、理事又は監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 3 項に規定する報告については適用しない。

#### (議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 財産及び会計

#### (財産の種別)

第 37 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (基本財産の維持及び処分)

第 38 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとし、財産の管理・運用は理事長が行う。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を経なければならない。

#### (事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。ただし、やむを得ない事情があるため、その議決を経ることができない場合には、その事業年度開始の日から 2 月以内に理事会の決議を得るものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、理事長は、理事会の決議を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出することができるものとする。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の、収入及び支出とみなすものとする。

#### (事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、定時総会において、第 3 号から第 5 号の書類については、定時総会において承認を得るものとし、その他の書類についてはその内容を報告するものとする。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

4 第 1 項第 3 号の書類は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

#### (長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 42 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総会員の半数以上であって総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする場合も、前項と同じ議決を経なければならない。

#### (会計の原則等)

第 43 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

#### (剰余金の分配の禁止)

第 44 条 この法人は剰余金の分配は行わないものとする。

## 第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

#### (定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

#### (合併等)

第 46 条 この法人は、総会において、総会員の半数以上であって総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

#### (解 散)

第 47 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由により解散する。

2 前項によるほか、この法人は、総会において総会員の半数以上であって総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

#### (残余財産の処分)

第 48 条 この法人の解散等に伴う残余財産は、理事会を経て、総会において総会員の半数以上であつて総会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 顧 問

#### (顧 問)

第 49 条 この法人に、任意の機関として 1 名以上 2 名以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
  - (1) 理事会の相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。
- 3 その他顧問に関する必要な事項は、理事会において決議する。

## 第 10 章 委 員 会

#### (委員会)

第 50 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、その諮問機関として、各種の委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 11 章 事 務 局

#### (事 務 局)

第 51 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において決議する。

#### (備付帳簿等)

第 52 条 事務所には、第 41 条第 3 項に定める書類のほか、法令の定めるところにより、次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類

- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (6) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の書類及び帳簿等の閲覧については、法令の定めに従い、閲覧等を行うものとする。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第53条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

### (個人情報の保護)

第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

### (公 告)

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第13章 補 則

### (委 任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は高橋治、常務理事は残間英充とする。
- 4 この定款は平成25年4月1日より施行する。
- 5 この定款は令和3年5月27日より施行する。